

令和5年度 第8回 琴浦町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|
| 日 時 | 令和5年10月10日(火) 午後3時30分 | | | |
| 場 所 | 琴浦町役場分庁舎3階 会議室 | | | |
| 出席委員 (11人) | 1番 安谷 潔美 | 2番 石賀 英男 | 3番 村上 隆 | 4番 幅田 高広 |
| | 5番 丸山 環 | 6番 小前 茂雄 | 8番 中本 敏彦 | 9番 足立 紀美世 |
| | 10番 前田 正秀 | 12番 潮 智博 | 13番 福田 昌治 | |
| | | | | |
| 欠席委員 (2人) | 7番 久米 繁好 | 11番 伊藤 英之 | | |
| 出席推進委員 (12人) | 北中 善隆 | 遠藤 一夫 | 池山 晃広 | 三嶋 邦彦 |
| | 三浦 勝美 | 松本 芳己 | 桑本 慎吾 | 徳丸 理彦 |
| | 澤田 光秋 | 入江 敏朗 | 秦野 英作 | 山本 智彦 |
| 欠席推進委員 (0人) | | | | |
| 事務局 | 事務局長 宮本 徹、補佐 毎田 陽子、主事 田中 登志雄 | | | |
| 提案議案 | 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農用地利用集積計画の決定について 議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について | | | |
| 報告事項 | | | | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>議長 全員 議長 事務局</p> | <p>定刻になりましたので、ただ今より、令和5年度 第8回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和5年度 第8回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、7番 久米委員、11番 伊藤委員です。なお、推進委員の欠席者はありません。以上です。</p> |
| <p>議長 事務局</p> | <p>議事録署名委員の指名ですが、5番 丸山委員、6番 小前委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号16番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積199㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の依頼により譲受人が数十年前から家庭菜園として耕作していた申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号17番 農地の所在 大字槻下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,685㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町外の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、譲受人が数十年前からハウスでの育苗を行っていた申請地を、譲渡人との協議によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に育苗ハウスとして利用される予定です。</p> <p>申請番号18番 農地の所在 大字勝田 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,138㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は1,608㎡となっています。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>本案件は、譲渡人の依頼により以前から譲受人が耕作していた申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は2筆全体で■■■■円、10aあたりでは約■■■■円になります。</p> <p>申請番号19番 農地の所在 大字別所字■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積512㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、譲渡人の依頼により譲受人が家庭菜園として耕作していた申請地を、双方の協議によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと野菜を耕作される予定です。</p> <p>以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第36号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する小前委員、徳丸委員は退席をお願いします。</p> <p>(小前委員、徳丸委員の退席を確認)</p> |
| 事務局 | <p>議案第36号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページをご覧ください。議案第36号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号401番 農地の所在 大字金屋■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,774㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は■■■■円、始期は令和5年10月11日、終期は令和8年10月10日、期間は3年間で新規、内容は芝となっています。</p> <p>申請番号402番から、7ページの申請番号412番までの外11件についてはご覧のとおりです。</p> <p>8ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>議長</p> | <p>申請番号413番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積3,014㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は5,525㎡となっています。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和5年10月11日、終期は令和10年10月10日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号414番から、10ページの申請番号417番までの外4件についてはご覧のとおりです。</p> <p>11ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号6番 農地の所在 大字古長 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,334㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は6,600㎡となります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は水稻、売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円、移転時期及び引渡時期はともに令和5年10月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(小前委員、徳丸委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、自分は関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本職務代理者に交代します。</p> <p>(福田会長の退席を確認)</p> <p>(中本職務代理者に議長を交代)</p> |
| <p>議長 事務局</p> | <p>続きまして議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>12ページをご覧ください。議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。</p> <p>申請番号85番 農地の所在 大字湯坂 [REDACTED]、登記簿地目、</p> |

| | |
|------|---|
| 議長 | <p>現況地目ともに田、面積2, 198㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は■■■■■■■■■■円、始期は令和5年12月1日、終期は令和10年11月30日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号86番から、14ページの申請番号89番までの外4件についてはご覧のとおりです。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、特に意見は無しとすることとします。</p> <p>(福田会長の復帰を確認)</p> <p>(福田会長に議長を交代)</p> |
| 議長 | <p>その他に移りたいと思います。農家相談日の報告についてですが、10月3日に行われた農家相談日には相談者がなかったようです。</p> <p>「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について(募集)」について、丸山農政委員会長に報告をお願いします。</p> |
| 丸山委員 | <p>(「令和6年度琴浦町農業施策に関する意見書に係る意見・提案について(募集)」について報告)</p> |
| 議長 | <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第8回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p> |